

社会福祉法人志布志市社会福祉協議会 無料職業紹介所ひまわり業務運営規程

(目的)

第1条 この規程は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第33条の規定に基づき、社会福祉法人志布志市社会福祉協議会が開設する無料職業紹介所ひまわり（以下「ひまわり」という。）が行う無料の職業紹介事業の運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業所の名称等)

第2条 業務を行う事業所（以下「紹介所」という）の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 無料職業紹介所ひまわり
- (2) 所在地 鹿児島県志布志市志布志町志布志 3222 番地 1

(実務業務)

第3条 紹介所の実務業務は、次のとおりとする。

- (1) 求職者への職業紹介及び求人者への求職紹介
- (2) 求職者への職業指導
- (3) 求人情報の収集及び提供
- (4) 公共職業安定所等関係機関との連絡調整
- (5) その他必要な業務に関すること。

(取扱範囲)

第4条 前条に規定する業務の対象範囲は、次のとおりとする。

- (1) 求人者 本事業における求人の範囲は、国内、全職種とする。
- (2) 求職者 本事業における求職の範囲は、生活困窮者自立支援事業自立相談支援事業の利用申込みをした者で、自立相談支援機関の継続的支援について同意した者とする。

(求人者の申込み)

第5条 ひまわりは、前条に規定する取扱業務の範囲内において、すべての求人者の申込みを受理するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受理しないものとする。

- (1) 申込内容が法令に違反する場合
- (2) 法令により明示が義務づけられている労働条件を明示しない場合
- (3) 求職者が従事する業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（以下「労働条件」という。）が、通常と比べて著しく不相当であると認められる場合

(求人者の申込手続)

第6条 求人者は、所定の求人票により求人者もしくはその代理人が直接来所して申し込むか、郵便、電話、ファックス、電子メールにて申し込むことができる。

2 ひまわりは、紹介の実施について緊急の必要があるため、求人者があらかじめ書面の交付ができないときは、求人者に当該明示すべき事項をあらかじめ書面以外の方法により明示を求めることとする。

(求職の申込)

第7条 ひまわりは第4条に規定する取扱業務の範囲内において、すべての求職の申込みを受理するものとする。ただし、その申込内容が法令に違反する場合は、これを受理しないことができる。

2 求職者は、所定の求職票により、求職の申込みを行わなければならない。

3 常に日雇的又は臨時的労働に従事することを希望する求職者は、本所に特別の登録をしておき、所定の登録証の提示によって求職申込みの手続きを省略する。

(紹介)

第8条 ひまわりは職業紹介にあたり、法第2条に規定する職業選択の自由の趣旨を踏まえ、求職者の希望に適合する職業を、求人者にはその雇用条件等に適合する求職者を紹介するよう努めるものとする。

2 ひまわりは、職業紹介にあたり求職者に対し、労働条件等を書面により明示しなければならない。

3 ひまわりは、求職者を求人者に紹介するときは、求職者に所定の紹介状を交付するものとする。

4 同盟罷業又は作業閉鎖により労働争議中の事業所に対しては、当該争議が解決するまで求職者の紹介を行わないものとする。

(業務担当者)

第9条 職業紹介業務は、生活困窮者自立支援事業を担当する相談員が行う。

2 業務担当者のうち1名を職業紹介責任者として選任し、求人者及び求職者からの苦情処理、職業紹介事業に係る個人情報の管理その他の職業紹介業務全般について統括管理を行う。

(帳簿書類の整備)

第10条 業務実施にあたり、求人求職管理簿等の書類を整備するものとする。

(求人票の保管等)

第11条 ひまわりは、受理した求人票及び求職票をそれぞれ所定の求人管理簿及び求職管理簿に保管するものとする。

2 ひまわりは、求人票及び求人管理簿を求職者の閲覧に供するものとする。

(帳簿書類の保存期間)

第 12 条 求人に関する帳簿書類は、求人受付後 3 か月で完結とし、その後 2 年間保存しなければならない。求職に関する帳簿書類は、就労指導を必要としなくなった時点で完結とし、その後 2 年間保存しなければならない。

(個人情報取扱)

第 13 条 個人情報の収集に際して職業紹介を行う者は、その業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報（以下「個人情報」という。）を収集することとし、次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。

- (1) 社会的差別の原因となるおそれのある事項
- (2) 思想及び信条
- (3) 労働組合への加入状況

2 職業紹介を行う者は、個人情報を収集する際には、本人から直接収集し、又は本人の同意の基で、本人以外の者から収集する等適法かつ公正な手段をとらなければならない。

3 職業紹介を行う者は、高等学校もしくは中等教育学校又は中学校の新規卒業予定者から応募書類の提出を求めるときは、職業安定局長の定める所定の書類により提出を求めるものとする。

4 個人情報の保管及び使用は、収集目的の範囲内で行わなければならない。ただし、他の保管もしくは使用の目的を示して本人の同意を得た場合はこの限りではない。

5 個人情報の適正な管理に資するため、別に定める個人情報適正管理規程を遵守するものとする。

(均等待遇)

第 14 条 ひまわりは、法第 3 条の規定に基づき、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切行わないものとする。

(報告)

第 15 条 求人者及び求職者は、その採否について業務担当者に対し報告しなければならない。

(苦情処理)

第 16 条 職業紹介に関する苦情を受け付けた場合、職業紹介責任者は、適正かつ迅速に対応しなければならない。

(業務提携)

第 17 条 求人求職の結合の可能性を高めるため、求人に関し事業所は必要に応じて

業務提携を図るものとする。

(業務運営)

第 18 条 ひまわりの職業紹介の運営は、この規程に定めるもののほか、法及びこれに基づく通達等の規定によるものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。